

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 4 日

(別記) 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

救急救命士の特定行為の取扱いについて

今般の令和 6 年能登半島地震に係る医療活動の中で、救急救命士が医師の具体的指示を必要とする救急救命処置を行うことに対する当課の考えを、別添のとおり、各都道府県衛生主管部（局）に対し、事務連絡を発出しました。御了知の上、宜しく願います。

照会先

厚生労働省医政局 地域医療計画課

災害等緊急時医療・周産期医療等対策室 藤井、東

電話：03-5253-1111（内線 2556）

電話：03-3595-2185（直通）

FAX：03-3503-8562

別記

四病院団体協議会

一般財団法人日本救急医学会

一般財団法人救急振興財団

一般社団法人日本臨床救急医学会

一般社団法人日本救急看護学会

一般社団法人民間救命士統括体制認定機構

公益社団法人日本看護協会

全国消防長会

チーム医療推進協議会

事務連絡
令和6年1月4日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

救急救命士の特定行為の取扱いについて

今般の令和6年能登半島地震に係る医療活動の中で、救急救命士が医師の具体的指示を受けなければ行ってはならない救急救命処置を行うことに対する当課の考えは下記のとおりであるので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方お願いする。

記

救急救命士法上、救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならないこととされている（救急救命士法第44条第1項）。

しかしながら、救急救命士法は今般のような緊急事態を想定しているものではなく、こうした事態の下では、通信事情等の問題から医師の具体的指示が得られない場合についても、重度傷病者に対し、医師の具体的指示を必要とする救急救命処置を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るものと考えられる。なお、この場合においても、通信事情や当該重度傷病者の状況等について詳細に記録及び保管し、メディカルコントロール体制の下で事後検証を行うことが望ましい。

照会先

厚生労働省医政局 地域医療計画課

災害等緊急時医療・周産期医療等対策室 藤井、東

電話：03-5253-1111（内線 2556、2628）

電話：03-3595-2185（直通）

FAX：03-3503-8562